平成２４年（フ）第１５９号
相模原市緑区東橋本１丁目８番１号　605号室
債務者　田端かつ代
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６０号
相模原市南区御園２丁目11番40号　エルムハイツ103
債務者　鈴木　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６３号
相模原市中央区中央４丁目11番14号　コーポつかもと102
債務者　樋口　正満
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３８号
福島市町庭坂字高湯７番地　旅館玉子湯内、申立時の住所新潟市秋葉区覚路津3547番地
債務者　森　　望美
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５号
新潟市西蒲区巻甲389番地
債務者　谷　　剛
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６５号
新潟市東区神明町９番28号　ビラしあわせ202号
債務者　坂上イツ子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３５号
和歌山市南出島25番地の１　ハイツ小杉103号
債務者　室　　明
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９号
和歌山市岩橋1314の６、住民票上の住所和歌山市岩橋1153番地の12
債務者　川端　一範
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４号
香川県高松市塩上町１丁目３番18号　バチエラ３Ｆ31号
債務者　桂　　正儀
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８７号
茨城県土浦市川口２丁目８番37号
債務者　入山　啓介
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４３２号
愛知県あま市二ツ寺屋敷129番地
債務者　早川久美子（旧姓坂西）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９７号
愛知県知多市南粕谷本町１丁目183番地
債務者　舩坂　兼夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９８号
愛知県知多市南粕谷本町１丁目183番地
債務者　舩坂　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０２０号
大阪府茨木市春日４丁目１番18―303号
債務者　吉岡　清孝
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３５号
大阪市天王寺区城南寺町５番34―310号
債務者　中居　俊彦
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２４号
大阪府豊中市蛍池中町４丁目４番11―201号
債務者　大森　利浩
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４３号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番12―305号
債務者　古川　賢一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部